

## 吹田市水洗便所改造等助成要領

### (目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域（以下「処理区域」という。）内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事（以下「改造工事」という。）又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に直接放流するための工事（以下「切替工事」という。）を行う場合に、水洗便所改造等助成金（以下「助成金」という。）を交付し、水洗便所の適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 助成金は、予算の範囲内において、処理区域内における改造工事又は切替工事（以下「改造工事等」という。）を行う者に対して交付する。ただし、公営住宅及び国（国営企業を含む。）又は地方公共団体（公営企業を含む。）の施設（職員宿舎を含む。）に係る改造工事等を行う場合にあっては、この限りでない。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 改造工事を行う場合 大便器（兼用便器を含む。以下同じ。）1個につき10,000円。
  - (2) 切替工事を行う場合 し尿浄化槽1槽につき10,000円。ただし、処理対象人員が10人を超えるし尿浄化槽にあっては、1槽につき当該し尿浄化槽の処理に係る建物の大便器の設置数が最も多い階の当該大便器の数に10,000円を乗じて得た額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、吹田市水洗便所改造等融資あっ旋制度要綱（昭和41年7月1日制定）に基づき融資を受けた者に対して、償還完済時に利子相当額を助成金として交付するものとする。
- 3 生活保護を受けている者及びこれに準ずる者で特に市長が認めたものに対する助成金の額は、第1項の規定にかかわらず、改造工事等に要する費用に相当する額とすることができる。

### (工事の計画の確認)

第4条 改造工事等をしようとする者は、工事着工前に吹田市下水道条例（昭和41年吹田市条例第10号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、市長の確認を受けなければならない。

### (工事の施行)

第5条 改造工事等をしようとするときは、条例第8条に基づき市長が指定した者に施工させなければならない。

### (助成金交付の申請)

第6条 第3条第1項及び第3項に規定する助成金を受けようとする者は、条例第10条第2項に定める検査済証交付後に、水洗便所改造等助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項に規定する助成金を受けようとする者は、償還完済後に水洗便所改造等助成金（融資償還完済助成分）交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の書類のほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（助成金交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査により助成金の交付の決定を行い、その旨を当該決定に係る者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、償還の完済を確認することにより、当該銀行融資に係る利子相当額の助成金の交付の決定を行い、その旨を当該決定に係る者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による助成金の交付を決定するに当たり、目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（助成金の交付の時期）

第8条 第3条第1項及び第3項の助成金は、条例第12条の規定により市長に届け出のあつた後に交付する。

2 第3条第2項の助成金は、貸付金融機関から償還完済の証明書の発行があつた後に交付する。

（助成金の取消し又は返還）

第9条 市長は、決定通知を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その者に対し助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要領の規定に違反したとき。

（2）天災地変その他助成金交付決定後生じた事情の変更により改造工事等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（3）助成金交付の条件に違反したとき。

（4）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（施行の細目）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要領による制定前の水洗便所改造等助成規則の規定に基づいてこの要領の施行の日の前日までに助成金交付申込みがなされた助成金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。